

G Suite Basic 及び G Suite Business 等の販売に関する規約

(本規約の適用)

第1条 この『「G Suite Basic」及び「G Suite Business」等の販売に関する規約』(以下『本規約』といいます)は、KDDI 株式会社(以下『当社』といいます)から「G Suite Basic」「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」およびこれの付加サービスを購入する際の一切に適用されます。

(本規約の変更)

第2条 この改定規定は、平成31年4月2日(以下「実施日」といいます)から実施します。但し、本規約第2条第1項の規定にかかわらず、実施日より前に締結された年間契約に係る基本料の料金額については、実施日以降に初めて到来する当該年間契約の更新日が属する月から、改定後の第1表2「料金額」が適用されるものとします。

2 当社は、お客さまにとって不利となる本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するホームページに掲載することにより、個別の通知および説明に代えさせていただくことができるものとします。

3 前項の場合も含め、当社は、本規約の変更が合理的に必要となった場合、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの利用条件は変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、あらかじめ当社の指定するホームページに掲載において周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(用語の定義) 第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	「G Suite Basic」「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」および付加サービスの総称
G Suite Basic	米国の1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View, California 94043 に拠点を置く Delaware 州法人である Google Inc. (以下『Google 社』といいます)が「G Suite Basic」の名称で提供するアプリケーションソフトウェア利用許諾サービス・電子メールサービス・会議サービスなどの総称
G Suite Business	Google 社が「G Suite Business」の名称で提供するアプリケーションソフトウェア利用許諾サービス・電子メールサービス・会議サービスなどの総称
G Suite Lite	Google 社が「G Suite Lite」の名称で提供するアプリケーションソフトウェア利用許諾サービス・電子メールサービス・会議サービスなどの総称

G Suite Enterprise	Google 社が「G Suite Enterprise」の名称で提供するアプリケーションソフトウェア利用許諾サービス・電子メールサービス・会議サービスなどの総称
付加サービス	Google 社が「Google Vault」「Google Drive Storage」「G Suite Business アーカイブ ユーザー」「G Suite Enterprise アーカイブユーザー」の名称で提供するサービスならびに当社が KDDI サテライトオフィスツール、KDDI クラウドドメインおよび DNS オプションの名称で提供するサービスの総称
Google サービス	「G Suite Basic」「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」および Google 社が提供する付加サービスの総称
アカウント	当社が本規約に基づき本契約者に付与するアカウント
本契約	本規約に基づき成立する本サービスの販売契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
管理者	本契約者の代理でエンドユーザー向けサービスを管理する、本契約者が指定した技術担当者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
Google 利用規約	本契約者と Google 社との間で締結される『G Suite via Reseller Agreement』の規定に基づく『Additional Terms for Use of Additional Services』その他 Google 社が定める『G Suite Acceptable Use Policy』SLA・TSS ガイドラインなどの Google サービスに適用される一切の契約
本規約等	本規約、重要事項説明書および Google 利用規約の総称
DNS オプション	本サービス取扱所に設置する特定のドメイン名管理装置および情報の蓄積または転送などを行う装置などの電気通信設備ならびにこれら電気通信設備に付随するコンピュータプログラムなどを使用して行う電気通信サービス
料金月	1 の歴月の起算日(当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします)から次の歴月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本申し込み)

第 4 条 本サービスの購入の申し込み(以下『本申し込み』といいます)をするときは、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

2 当社は、本申し込みと同時に、当社が別に定める『KDDI ビジネスオンラインサポート利用規約』に基づく申し込みを実施したものとみなします。

(本申し込みの承諾) 第5条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申し込みをした者が本サービスに関わる料金その他の債務(以下『料金等』といいます)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 本申し込みをした者が第14条(本サービスの利用停止)の規定により本サービスの利用を停止されているとき、または当社から本契約を解除をされたことがあるとき。
- (3) 本申し込みをした者がその本申し込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (4) 保守することが著しく困難であるなど当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (5) 第26条(利用に関わる本契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 本規約等に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- (7) 本申し込みをした者と Google 社との間で必要な契約が成立しない場合。
- (8) Google 社による承諾が得られないとき。
- (9) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 本サービスの利用開始に先立ち、本契約者は、Google 利用規約に同意する必要があります。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第6条 本契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(有効期間)

第7条 本契約には、当社が第5条に基づき本申し込みを承諾した日(以下『契約締結日』といいます)の属する料金月の初日から1年間が経過することとなる日をもって満了する年間契約(以下『年間契約』といいます)と、契約締結日の属する料金月の初日から1カ月間が経過することとなる日をもって満了する月契約(以下『月契約』といいます)とがあります。本契約が満了する日(以下『満了日』といいます)の5営業日前までに本契約者から書面による更新拒絶の意思表示があった場合を除き、満了日の翌日(以下『更新日』といいます)から1年間更新され、以降も同様とします。

(本契約者が行う本契約の解除)

第8条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第9条 当社は、本契約者について、破産法・民事再生法または会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本契約を解除します。

- 2 当社は、第 14 条(本サービスの利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、本契約者が第 5 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前 2 項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービスの販売ができなくなった場合の措置)

- 第 10 条 当社は、Google 社から指定された場合その他当社がやむを得ないと認める事情が発生した場合、本サービスに関わる販売条件を変更し、または本契約の解除を行います。
- 2 当社は、本契約者の責めに帰すべき理由により本サービスの販売ができなくなったときは、その本契約の解除を行います。
 - 3 当社は、前二項の規定により、本サービスについて、その販売条件の変更またはその本契約の解除をするときは、あらかじめそのことをその本契約者にお知らせします。ただし緊急やむを得ない場合は、事後すみやかにお知らせします。

(本契約の契約内容の変更)

- 第 11 条 本契約者は、本契約の契約内容の変更(アカウントの廃止を除きます)を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、アカウントの廃止は、満了日の 5 営業日前までに当社所定の書面による通知を行った場合に限り、満了日をもって廃止することができます。

(その他の提供条件) 第 12 条 本契約に関わるその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

- 2 DNS オプションは、当社所定のホスティングサービス契約約款に定めるホスティングサービスに該当するものとし、DNS オプションをご契約された本契約者には、同約款に定めるホスティングサービスに関わる各条項が準用されるものとします。
- 3 当社は、本契約者との間で「G Suite Basic」「G Suite Business」または「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」に関わる本契約の解除があったときは、付加サービスに関わる本契約も解除されたものとして取扱います。

(本サービスの利用中止)

- 第 13 条 当社は、次の場合には、本契約者による本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社または Google 社の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。
 - (2) 第 15 条(制限など)に基づき本サービスの利用を制限され、または Google 社からの指示により、利用を中止するとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを本契約者にお知らせします。
ただし緊急やむを得ない場合および Google 社の判断で中止を行う場合は、この限りではありません。

(本サービスの利用停止)

- 第 14 条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 カ月以内で当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本契約者がその本サービスまたは当社と契約を締結している他の本サービスの利用において、第 26 条(利用に関わる契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 本契約者が当社と契約を締結している他のサービス(他の本サービスを含みます。以下本条において同じとします)または締結していた他の本サービスに関わる料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の本契約を締結している本契約者が、そのいずれかの本契約において、本規約等の規定に違反したときは、6 カ月以内で当社が定める期間、そのすべての本契約に関わる本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を本契約者に通知します。
ただし、第 1 項第 2 号もしくは前項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときはこの限りではありません。

(制限など)

- 第 15 条 Google サービスは、Google 利用規約に基づきその利用が制限されるときは、本規約の規定に関係なく、その利用が制限されることがあります。
- 2 当社は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合、通信が著しく輻輳した場合、その他当社が必要と認めた場合には、DNS オプションによる通信の利用を中止・制限する措置を執ることがあります。

(料金等)

- 第 16 条 料金等には、「G Suite Basic」「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」に関わる料金(以下『基本料』といいます)、付加サービスに関わる料金(以下『付加機能料』といいます)ならびに解除料があります。

(料金等の支払義務)

- 第 17 条 本契約者は、本サービスの開始日として当社が指定した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算して本契約が終了した日(付加サービスについては、その終了日)の属する料金月の末日までの期間(本サービスの開始日の属する料金月と終了日の属する料

金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間)について、料金等の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止などにより本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金等の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、本契約者は、その期間中の料金等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、本契約者は、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中の料金等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
当社の故意または重大な過失により、その本サービスをまったく利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する料金

(解除料の支払義務)

第 18 条 本契約者は、満了日前に本契約の解除(第 10 条(本サービスの販売ができなくなった場合の措置)に基づくものを除きます)があった場合は、解除があった日から満了日までの期間に対応する料金等の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の計算方法など)

第 19 条 料金等の計算方法ならびに料金等の支払方法は、本規約に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 20 条 本契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 21 条 本契約者は、料金等(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について月 1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(本契約者の切分責任)

第 22 条 本契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、本契約者に関わる設備に故障などのないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社または Google 社の設備に故障などが無いと判定した場合において、本契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障などの原因が本契約者に関わる設備などにあったときは、本契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場

合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(責任の制限)

第 23 条 当社は、本サービスが利用可能であるべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその利用ができなかったときは、その本サービスがまったく利用できない状態(当社の設備などに著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。

ただし、Google 社が利用規約等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 第 1 項の場合において、当社は、本サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意または重大な過失があるときは、前二項の規定は適用しません。

(免責)

第 24 条 当社は、本規約等の変更により、本契約者に関わる設備などの改造または変更などを要することとなった場合であっても、その改造または変更などに要する費用については負担しません。

(承諾の限界) 第 25 条 当社は、本契約者から本規約の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難であるなど当社の業務の遂行上支障があるとき(経済合理性に照らして困難なときを含みます)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者にお知らせします。

ただし、本規約に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に関わる本契約者の義務) 第 26 条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) アカウントまたはパスワード(アカウントの認証に用いる英字、数字およびその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます)について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ること。
- (2) 違法に、または公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記第 3 項に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 2 号の義務に違反したものとみなします。
- 3 本契約者は、前二項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

4 本契約者は、前三項の規定に違反して当社または Google 社の設備などを忘失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充・修繕などに必要な費用を支払っていただきます。

(本契約者等の氏名などの通知)

第 27 条 当社は、Google 社から要請があったときは、本契約者またはその管理者その他の者(以下あわせて『本契約者等』といいます)の氏名および住所などを Google 社に通知することがあります。

(Google 社からの通知)

第 28 条 本契約者は、当社が料金等の請求にあたり必要があるときは、Google 社から本契約者などの必要な情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(本契約者等に関わる情報の利用)

第 29 条 当社は、本契約者等に関わる氏名もしくは名称・電話番号・住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、本契約の締結および履行、料金等の適用または請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

(同意)

第 30 条 本契約者は、本契約の内容に関して、管理者・本サービスのエンドユーザーなどから必要な同意を得ていただきます。

(法令に規定する事項)

第 31 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

別記

1 本契約者の支配権の変更

- (1) 本契約者に支配権の変更(株式購入・買収・合併その他の企業取引)が発生したときは、支配権の変更後 30 日以内に当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、当社は(1)の書面を受領してから 40 日後までの間、いつでも直ちに本契約を終了することができます。

2 本契約者等の氏名などの変更

- (1) 本契約者は、本契約者等の氏名・名称・住所もしくは居所または請求書の送付先などに変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 本契約者から(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。
- (3) 本契約者は、本契約者が(1)の届出を怠ったことにより、または事実と異なる届出を行ったことにより、当社が本契約者等に宛てて送付した書面が不到達または延着となった場合においても、通常その到達すべき時にその本契約者等に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。

3 本契約者の禁止行為

- (1) 本サービスに関する当社または Google 社の設備に妨害を与える行為、その他本サービスまたは本サービス運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権(特許権・実用新案権・著作権・意匠権・商標権など)その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を誘発し、もしくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻もしくは児童ポルノまたは児童虐待など、児童または青少年に悪影響を及ぼす画像・音声・文字・文書などを送信・記載または掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラムなどを送信し、または掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告・宣伝または勧誘の文書などを送信し、記載し、または掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、またはそのおそれのある文書などを送信し、記載し、または掲載する行為
- (14) 売春行為・暴力行為・残虐な行為など、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為

(15) その他法令または本規約等に違反する行為

(16) (1)から(15)までのいずれかに該当する行為を助長する行為

料金表

通則

(料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金等については料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金等その他の計算については税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします)により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

(料金等の支払い)

- 6 本契約者は、料金等について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 7 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額についてその充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金等の一括後払い)

- 10 当社は、前項の場合のほか当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て2カ月以上の料金等を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第17条(料金等の支払義務)の規定その他料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注)この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず臨時にその料金等を減免することがあります。(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示するなどの方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

- 13 料金等の請求については、本規約、当社の『WEB de 請求書ご利用規約』または当社の『KDDI まとめて請求に関わる取扱い規約』のほか、当社が別に定めるところによります。

(スマートバリュー for Business の適用)

- 14 「スマートバリューfor Business」をご契約されている本契約者に関わる割引の適用条件は、重要事項説明書その他当社が別に定めるところによります。なお、当社および沖縄セルラー電話株式会社の『au(LTE)通信サービス契約約款』および『au(WIN)通信サービス契約約款』の料金表に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料など合計額の割引の適用(スマートバリューfor Business)(以下『同条項』といいます)に規定する『Google Apps for Business等の販売に関する規約』を本規約である『G Suite Basic及びG Suite Business等の販売に関する規約』と読み替えるものとし、同条項に定める『アカウント』は、「G Suite Basic」「G Suite Business」「G Suite Enterprise」に関わるアカウントにのみ適用されるものとします。

第1表 基本料

1 適用

基本料の適用については、第17条(料金等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
基本料の適用	本契約者が支払いを要する基本料の額は、その料金月の末日において付与されているアカウントの数に、2(料金額)に定める料金額を乗じて得た額とします。

2 料金額

1のアカウントごとに月額

	料金額(税抜額)
G Suite Basic(年間契約)	680円
G Suite Basic(月契約)	680円
G Suite Business(年間契約)	1,360円
G Suite Business(月契約)	1,360円
G Suite Lite(年間契約)	340円
G Suite Enterprise(年間契約)	3,000円
G Suite Enterprise(月契約)	3,000円
備考 『Google Vault』および『Google Drive Storage(ストレージ容量追加機能)』は「G Suite Basic」の付加サービスです。「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」では申し込むことができません。 表記の金額はすべて税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。	

第2表 付加機能料

1 適用

付加機能料の適用については、ご契約されている付加サービスに応じて以下のとおりとします。

2 料金額月額

付加サービス	単位	料金額(税抜額)
Google Vault		600円
Google Drive Storage(ストレージ容量追加機能)	20GB	1契約ごとに 350円
	50GB	1契約ごとに 650円
	200GB	1契約ごとに 1,500円
	400GB	1契約ごとに 2,900円
	1TB	1契約ごとに 7,300円
	2TB	1契約ごとに 14,500円

	4TB	1 契約ごとに	28,900 円
	8TB	1 契約ごとに	57,700 円
	16TB	1 契約ごとに	115,100 円

付加サービス		単位	料金額(税抜額)
G Suite Business アーカイブ ユーザー		1 契約ごとに	440 円
G Suite Enterprise アーカイブ ユーザー		1 契約ごとに	770 円
KDDI サテライトオフィスツール (組織カレンダー機能)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツール (組織アドレス帳機能)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツール (シングルサインオン)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツ (ワークフロー)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツール (ワークフロー保存期間無制限)		1 アカウントごとに	300 円
KDDI サテライトオフィスツール (ドキュメント管理)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツール (ドキュメント管理オプション)		1 契約ごとに	2,500 円
KDDI サテライトオフィスツール (掲示板/回覧板)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI サテライトオフィスツール (掲示板/回覧板オプション)		1 契約ごとに	2,500 円
KDDI サテライトオフィスツール (My ポータルガジェット)		1 アカウントごとに	100 円
KDDI クラウドドメイン			-
DNS オプション	おまかせドメインタイプ	1 契約ごとに	980 円
	独自ドメインタイプ		

備考

『Google Vault』および『Google Drive Storage(ストレージ容量追加機能)』は「G Suite Basic」の付加サービスです。「G Suite Business」「G Suite Lite」「G Suite Enterprise」では申し込むことができません。『G Suite Business アーカイブ ユーザー』は「G Suite Business」の付加サービスです。『G Suite Enterprise アーカイブ ユーザー』は「G Suite Enterprise」の付加サービスです。

DNS オプションは、1 契約につき 1 の特定装置をその用に供するものです。

付加サービス	単位	料金額(税抜額)
表記の金額はすべて税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。 付加サービスの内容は、当社所定の重要事項説明書に定めるとおりとします。		

第3表 解除料

1 適用

解除料の適用については、第18条(解除料の支払義務)の規定のとおりとします。

2 料金額

	料金額
解除料	解除日における本サービスの利用態様に応じて定まる基本料の額と付加機能料の額とを合算したものに、解除日の属する料金月の翌料金月の初日から満了日までの料金月数を乗じて得た額

附 則

(実施期日)

本規約は、平成26年2月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、令和2年4月01日から実施します。
(経過措置)
2. この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった料金等の支払義務その他の債務については、なお従前のとおりとします。

以上

KDDI 株式会社